保育所における食の取組みについて

1 保育所における食について

保育所における給食は、保育の重要な部門の1つとして、保育所長のもと、保育士と調理員が一体となって、児童の発育・発達に応じた適切な栄養摂取や、体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもへの食事の対応など、重要な役割を担うものである。

市立保育所では、これらの保育所における給食の重要性を踏まえ、1保育所あたり2名の職員を配置することを基本とした自園直営方式により、創意工夫を行いながら児童の状況に合わせた給食を提供している。

また、国の保育所保育指針の改定に基づき、今年度から運用を開始した市保育計画において、年齢別の目標や、取組事項等を定めた食育計画を位置付け、乳幼児期にふさわしい食生活の展開や、家庭・地域と連携した食育の実践に努めているところである。

2 主な取組みについて

(1) 食育便りの作成

食を通じた保護者支援や家庭での食に対する理解を深めるため、保育所での児童の食事の様子や、季節の食材を使用した献立のレシピ、家庭で役立つ情報などを掲載した「食育便り」を作成し、保護者へ配布。

(2) 給食の展示・給食交換会の開催

児童の食に対する保護者の関心を促すため、毎日、実際に調理した給食を保護者の目に触れやすい場所に展示しているほか、保育参観時に、保護者が持参した弁当と給食を 児童と交換し試食する給食交換会を開催。

(3) 食物アレルギーのある児童への対応

食物アレルギーのある児童に対し、安全・安心な給食の提供を図るため、保育士・調理員・保護者の連携・情報共有のもと、医師からの指示内容等を確認し、アレルギー対応の実施計画を作成した上で、原因となる食材を除いた除去食を提供。また、児童の安全確保に向けた体制を構築するため、緊急対応が必要な児童の情報については、消防署と情報を共有。

3 今後について

今後においても、保育所における給食の担う重要な役割を十分に果たすことができるよう、適切な給食提供体制の整備や食育推進に係る取組みの充実に努めて参りたい。

〇 適切な給食提供体制の整備

- ・幼児教育の無償化など、保育を取り巻く環境の変化が見込まれる中、保育需要の動向、 退職者の推移等を見極めながら、計画的かつ適切な正規職員の採用に努めて参りたい。
- ・また、調理技術・衛生管理等に関する研修会の開催や講演会への積極的な参加等により、 職員のスキルの向上に努めて参りたい。

〇 食育推進に係る取組みの充実

・市保育計画における食育計画に基づき、児童の年齢に応じた適切な給食の提供等を通じ、 心身の健全育成を図るとともに、増加傾向にある食物アレルギーのある児童に対する安 全・安心な給食の提供に努めて参りたい。